研究員報告3

在留外国人との共生

主任研究員　須藤 誠

日本に在留する外国人は273万人。人口50人に1人以上が外国人である。労働している外国人は146万人で、今年4月、今後5年間で最大34.5万人を見込む在留資格「特定技能」も創設された。

日本人にとっても、在留する外国人にとっても、居心地の良い日本・地域を目指すにはどうしたら良いのか。お互いに良い刺激を受け合える関係を目指したい。

1. 滞在と在留

日本にいる外国人は大きく二つのグループに分類できる。一つは観光等で日本に滞在している外国人、もう一つは在留資格を取得して日本に居住している外国人である。

訪日外国人旅行者数[1]は、2013年に1,000万人、2016年に2,000万人を超え、2018年には3,119万人に達した。平均滞在日数は5.2日であるため、一日あたり44万人の外国人が日本で観光していることになる。国・地域別には、中国（香港を含む）1,059万人（33.9%）、韓国754万人（24.2%）、台湾476万人（15.3%）で73.4%を占める。なお、日本政府は訪日外国人旅行者数を、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人に増加させることを目標としている。

2. 在留外国人の状況

一方、飲食店やコンビニエンスストア等の従業員として見かける外国人は、日本に居住している在留外国人である。

＜図表1＞在留外国人の国籍・地域の変化（2018年／2008年）

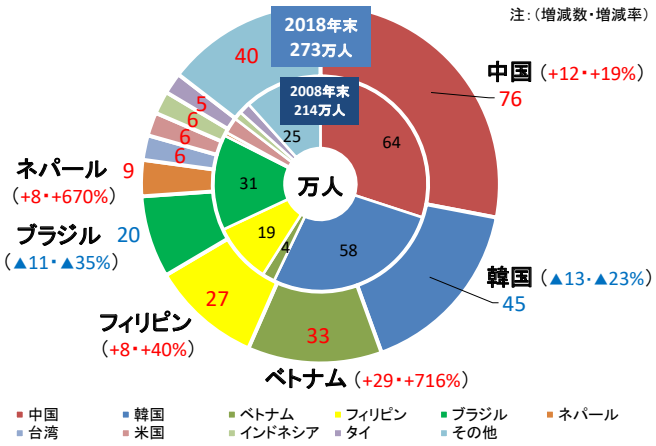

（出所）法務省資料より筆者作成

1　日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（総数）」

2018年末時点の在留外国人数[2]は273万人であり、一日あたりで見ると訪日外国人旅行者数の6倍以上となる。2007年の215万人から2012年の203万人まで漸減してきたが、その後増加に転じた。

在留外国人を国籍・地域別に見ると、中国76万人、韓国44万人、ベトナム33万人、フィリピン27万人、ブラジル20万人で73.9%を占める。以下、ネパール、台湾、米国、インドネシア、タイまで、5万人以上の在留外国人がいるのは10の国籍・地域である。訪日外国人旅行者の国籍・地域とは、中国・韓国が1位・2位であることを除き、様相が大きく異なっている。

在留外国人の国籍・地域について10年前と比較すると[3]、ベトナムが29万人増、ネパールが7万人増でそれぞれ約7倍となった。一方で、韓国は13万人・23%、ブラジルは10万人・35%減少している。

在留外国人数の多い市区町村は、大阪市（13.7万人）、横浜市（9.7万人）、名古屋市（8.3万人）以下、10位の埼玉県川口市（3.4万人）を除く上位26位までが政令指定都市または東京都特別区である。人口に占める在留外国人の比率で見ると、政令指定都市は上位に見当たらず、1位はレタス産地である長野県川上村、2位はリゾート地のある北海道占冠（しむかっぷ）村でいずれも20%を超える。人口1万人以上の市区町村に限っても、群馬県大泉町（19.0%）、東京都新宿区（12.9%）、豊島区（10.2%）、岐阜県美濃加茂市（9.0%）など、政令指定都市以外の自治体が上位となる。

3. 在留資格について

外国人が日本に居住するために必要な資格には、今年の4月から在留資格「特定技能」が増えて、29の在留資格と1つの在留するための資格[4]がある。いずれか一つ取得すれば良い。

「特定技能」は、高度人材と単純労働の中間的な労働領域に設けられた在留資格で、1号は在留期間が最長5年、家族帯同不可であり、2号は在留期間が無期限、家族帯同可となる。「特定技能1号」については、今年4月に「技能実習」からの移行がカンボジア人女性2名に通知され、5月から在留資格取得試験の合格者発表が順次行われている。

在留資格も大きく二つに分類できる。一つは「身分に基づく在留資格」で、既に日本に長期間在留している、あるいは日本人の血縁・家族であるなど、日本との関わりの深い外国人が取得できる。就労に制限はない。2018年末時点において146万人で、在留外国人の53.7%にあたる。もう一つが「活動に基づく在留資格」で126万人である。「留学」33万人と「技能実習」32万人が多く、両者

2　法務省「平成30年末現在における在留外国人数について」他
3　2012年に集計方法の変更があり、中国の実際の増加は＜図表1＞よりも大きい。
4　出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法にそれぞれ規定されている。

と「家族滞在」18万人を除いた高度人材等は41万人となる。「留学」と「家族滞在」による在留者も、資格外活動を申請し許可を得れば、週28時間以内でアルバイト等の就労をすることができる。

4. 労働する在留外国人数の推移

飲食店やコンビニエンスストア等の従業員として見かける外国人の多くは、在留資格「留学」の資格外活動としてアルバイトをしている留学生で、その主な国籍・地域は、中国39.9%、ベトナム23.2%、ネパール8.7%である。

在留資格「技能実習」の制度とは、技能等の開発途上国等への移転を図るための人づくりが目的で、在留期間は最長5年である。労働力の需給調整手段にしてはならないことになっているが、主に農林水産業や製造業の企業・団体で、実習生を戦力として頼りにしている実態がある。技能実習生の45.1%はベトナム人、28.3%は中国人である。

＜図表2＞労働する在留外国人数の推移

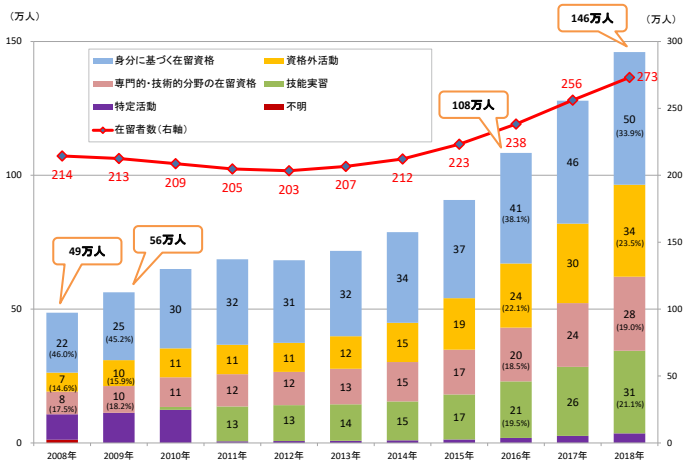

（出所）厚生労働省及び法務省資料より筆者作成

2018年10月末時点の労働している外国人数[5]は146万人で、10年間に約100万人増えている。主な内訳は「技能実習」31万人増 、「資格外活動（主に「留学」）」27万人増、「身分に基づく在留資格」27万人増、「専門的・技術的分野の在留資格」19万人増である。労働をしている外国人のうち、資格外活動（主に「留学」）と「技能実習」の割合が増加し、合わせて44.7%となっている。

5. 国の果たすべき役割

日本人にとっても、在留する外国人にとっても、居心地の良い日本・地域にするためにはどうしたら良いだろうか。

安全に安心して暮らせる国であり続けることは最重要だ。日本人であれ外国人であれ、それを脅かす可能性のある者に対して備えるのは、主に国が果たすべき役割である。2014年に施行された特定秘密保護法、2017年に改正された組織的犯罪処罰法[6]により、秘密情報を漏洩する者やテロ行為等を企む者への取り締まりが可能になったのは大きな前進だ。しかしながら、既存の法律で対処し切れないスパイ活動等の取り締まりに課題が残っている。また、観光客として入国している者等によりアジトとして悪用される可能性のあった民泊についても、2018年に施行された住宅宿泊事業法により実態の把握が可能となった。民泊のサービス向上のみならず、治安の面からも望ましい措置であった。

法務省の内部部局であった入国管理局が今年の4月に出入国在留管理庁として新設された。不法滞在・不法就労している在留外国人には、気の毒な例も散見されるが、法治国家として毅然として対応すべきである。一方で、把握した実態をもとに、外国人の生活環境を向上させることにも大いに貢献してもらいたい。不法滞在・不法就労の遠因となっている関係者には特に厳しく対応するべきである。技能実習生・留学生等に借金を背負わせる外国の送出し機関、企業・団体や教育機関等から紹介料を得る日本の受入れ機関、技能実習生を実習とは言い難い単純労働に低賃金で従事させる企業・団体、留学生から学費を得てアルバイト環境を整えるばかりの教育機関等、在留外国人に寄生する組織は淘汰されなければならない。これらに対し、国は矢継ぎ早に法の整備と執行体制の構築を行っている。2017年に技能実習法[7]が施行され、実習生の送出し国の政府と協力して不適正な送出し機関を排除することとなり、2017年6月のベトナムを皮切りにこれまでに13ヶ国と協力覚書を締結している。また、国内の技能実習の実態把握は新たに創設された外国人技能実習機構が行うこととなり、今年1月には大手の自動車メーカーや電機メーカーなど4社の技能実習計画の認定が取り消されている。日本語教育機関は、留学告示により外国人生徒が在留資格「留学」を得られる機関だが、今後ICTにより把握される全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者の割合等に加え、留学生の日本語能力に係る試験の合格率も踏まえて、留学告示の抹消も行われる予定である。留学生の在籍管理が不適切な大学等にも留学生の受け入れを認めない新制度が導入されることになっている。

6. 地域の果たすべき役割

日常生活を不安なく暮らせるように環境を整えるのは、主に地域が果たすべき役割である。その第一歩は、相互に尊重し理解し合うことであろう。文化的背景が異なる者同士の顔が見えなければ、不安や不信は助長されやすい。新しい在留資格「特定技能」の創設にあたり、外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援の実施は受入れ機関に求められているが、生活の場が地域である以上、地域も受入れ機関と連携して積極的に関わっていくべ

5　厚生労働省「外国人雇用状況届出」在留するための資格（特別永住者）は対象外。

6　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律。テロ等準備罪が追加された。

7　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律。

きである。外国人の住まいは、同国人同士で密集するのではなく適度に分散した方が社会との接点が増え望ましい。地域の取りまとめは自治体が中心となり、自治会、企業、学校、NPO等の地域の中心メンバーを連携させ、住民を巻き込みながら一体となって相互理解の促進に取り組むのが良いだろう。教会など外国人の心の拠り所との連携も重要だ。地域全体で外国人と楽しみながら相互に学べる工夫に知恵が求められるが、外国人観光客向けの体験プログラムなどは有効に活用できそうだ。自治体には地域における交流の環境整備として、担当者の勤務時間や施設の利用時間を平日の夜と休日中心にする等、働いている外国人の都合を合わせた対応を期待したい。

国から昨年12月に出された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、今年4月に出された「出入国在留管理基本計画」に、現状認識・課題と具体的施策が網羅、列挙されているが、どのような姿勢で実行していくかが重要になる。ある在留ブラジル人から聞いた言葉が興味深い。「ブラジルにいる人がブラジル人。どこから来たかとか気にしない」ヨソ者という感覚が分からないそうだ。外国人に対して「受入れ」「管理」という言葉をよく目にするが、外国人よりも日本人の方が立場が上という印象を受ける。しかし、中国や韓国の生産年齢人口は既に減少局面であり、特に中国では今後30年間に約2億人減少する見込みである。東南アジア諸国でも2040年頃から徐々に減少局面に入ると予測されている[8]。開発途上国の経済発展に伴う労働環境の向上もあり、世界的に労働市場の競争は激しくなるばかりだ。日本に住んでみたい、同じ労働条件なら日本で働いてみたい、という「外国人を惹きつける力」が求められていることを忘れてはならない。

長く日本に住み地域にも貢献しているような外国人が異口同音に言うのは、地域の人に優しく声を掛けてもらえて嬉しかったという思い出だ。先に住む者として思いやりをもって歓迎の声を掛け、多少のお節介を焼いていく仕組みが地域には求められている。

8　国際連合「The World Population Prospects (Median)」生産年齢は15歳～64歳。

トピックス

「写真機プロジェクト」で見る中国経済報告会（2019年4月19日）

2019年4月19日に、「写真機プロジェクト」で見る中国経済報告会を行いました。

＜プログラム＞

基調講演：統計調査における断層問題について
横浜市立大学　データサイエンス学部　教授　土屋　隆裕

「写真機プロジェクト」の概要
国際公共政策研究センター　事務局次長　岡本　剛

「中国写真機」で見る中国経済の状況と今後の見通し
国際公共政策研究センター　主任研究員　伊原　寛隆

「写真機プロジェクト」報告会総括
国際公共政策研究センター　理事長　田中　直毅

掲載記事、写真等を許可無く掲載、引用する事を禁じます。

国際公共政策研究センター Center for International Public Policy Studies
〒103-0022　東京都中央区日本橋室町2-1-1　三井本館5階
TEL：03-6809-1601 / FAX：03-3242-5810
URL:https://www.cipps.org

R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています
RICE INK
2019年7月発行